

中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）

中部圏開発整備計画（現行計画：平成28年3月決定）

- ・ 中部圏開発整備の基本的方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める
- ・ 国土交通大臣が、国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定
- ・ 計画期間：中部圏開発整備の基本方針は概ね10年間、施設計画は概ね5年間

中部圏開発整備
地方協議会

- ・ 地元意見の反映

（指定に関する事項を定める）

都市整備区域

（国土交通大臣指定）

都市開発区域

（国土交通大臣指定）

保全区域

（国土交通大臣指定）

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備
等に関する法律（昭和42年法律第102号）

都市整備区域建設計画

〔知事作成、
国土交通大臣同意、
計画期間概ね5ヶ年〕

都市開発区域建設計画

〔知事作成、
国土交通大臣同意、
計画期間概ね5ヶ年〕

保全区域整備計画

〔知事作成、
国土交通大臣協議〕

○国の努力義務

施設の整備の促進
及び資金の斡旋

（中部圏開発整備計画に基づく）

（意見を聴く）